

平成21年12月3日

平成20年度成果重視事業に係る政策評価の審査結果

- 成果重視事業は、①各府省の政策体系の中に明確に位置付けた上で、定量的な目標を立て、②厳格な事後評価を行うことにより、国民への説明責任を果たすとともに、③事業の性格に応じた予算執行の弾力化を行い、④その効率化効果を予算に反映するもの。
- 平成20年度における成果重視事業等43件(13府省)について、政策評価の実施状況を総務省において審査し、今後の課題を提起。今回は5回目。



【今回の審査結果のポイント】

- 全体として一定の改善がみられるが、一部になお以下のような問題点あり。
- ・ 政策評価として備えるべき事項が評価書において明らかにされていない。
 - ・ 成果重視事業に係る政策評価が他の政策評価から明確に区分されていない。
 - ・ 事業終了後における事後評価が実施されていない。

成果重視事業に係る政策評価の審査結果と今後の課題

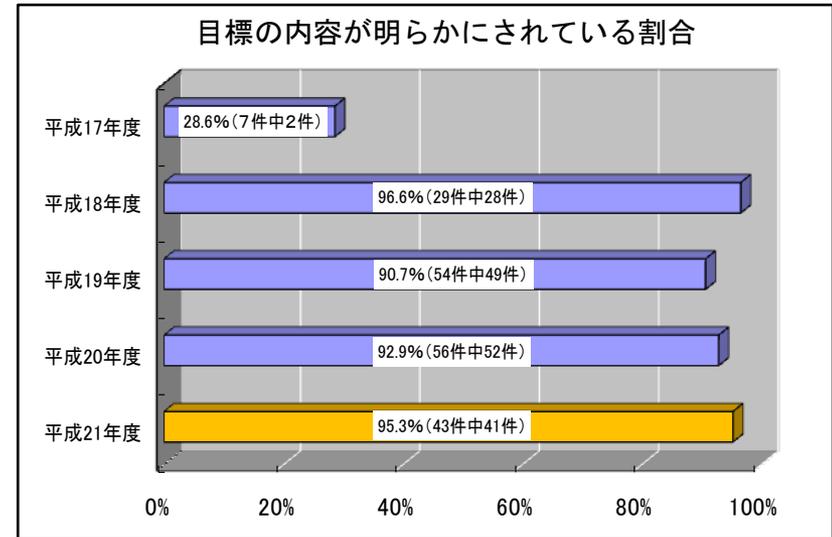
1 政策評価として備えるべき事項が評価書において明らかにされていないもの（13府省：43件）

① 目標の内容が明らかにされているかどうか

明らかにされている割合は20年度の92.9%から21年度は95.3%へ改善

成果重視事業は、定量的な達成目標を設定し、達成状況等の評価を行うもの。このため、目標の内容をあらかじめ明らかにしておくことが必要。

- 明らかにされていないもの（例）
- ・領事業務の業務・システムの最適化（外務省）
目標である「約5.5億円の経費削減」が評価書で明らかにされていない。

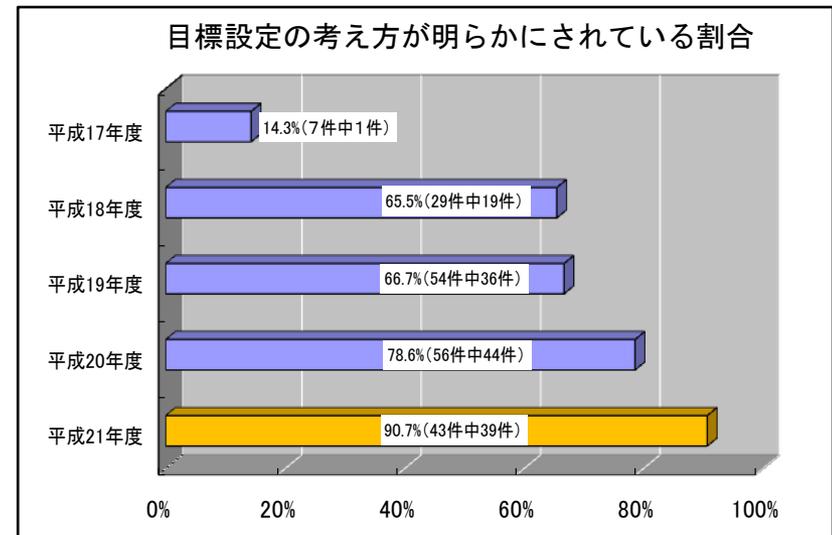


② 目標設定の考え方が明らかにされているかどうか

明らかにされている割合は20年度の78.6%から21年度は90.7%へ改善

成果重視事業に係る政策評価の客観性を確保するため、目標設定の考え方を明らかにしておくことが必要。

- 明らかにされていないもの（例）
- ・地域医療情報連携システムの標準化及び実証事業（経済産業省）
目標を「全国の病院における遠隔診療システムの導入率を30.5%とする」に設定した考え方が評価書で明らかにされていない。



③ 手段と目標の因果関係が明らかにされているかどうか

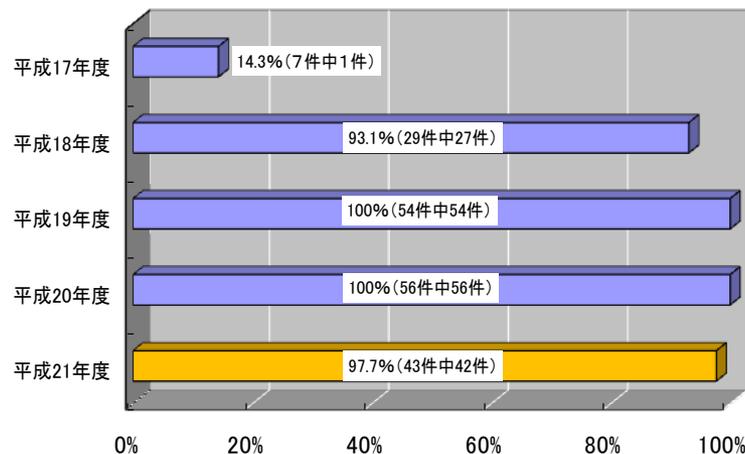
明らかにされている割合は20年度の100%から21年度は97.7%へ低下

成果重視事業に係る政策評価をより実効性あるものとするため、どのような手段で目標を達成するかを明らかにすることが必要。

○明らかにされていないもの

- ・統合気象システム統合開発（防衛省）
システムを統合開発することにより、目標である「部外接続に対するセキュリティ強化」及び「電算機借料等の削減」を達成できるとする因果関係が評価書で明らかにされていない。

手段と目標の因果関係が明らかにされている割合



④ 目標の達成度合いの判定方法・基準が明らかにされているかどうか

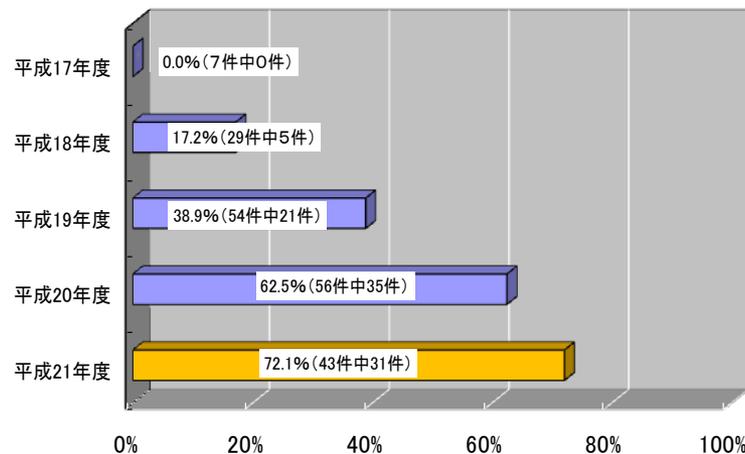
明らかにされている割合は20年度の62.5%から21年度は72.1%へ改善

成果重視事業に係る定量的な目標の達成度合いを客観的に評価するため、その水準をどのように評価するかについて判定方法・基準を明らかにしておくことが必要。

○明らかにされていないもの（例）

- ・職員等利用者認証業務の業務・システム最適化事業（総務省）
目標である「システムに係る経費を年間約0.6億円削減、業務処理時間を年間約2万時間削減」は、達成度合いの判定方法・基準が評価書で明らかにされていない。
- ・個体識別措置推進事業（環境省）
目標である「地方自治体におけるマイクロチップ等の個体識別措置を利用した飼い主発見体制を99自治体で整備する」等は、達成度合いの判定方法・基準が評価書で明らかにされていない。

目標の達成度合いの判定方法・基準が明らかにされている割合



⑤ 予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果が明らかにされているかどうか

明らかにされている割合は20年度の73.2%から21年度は90.7%へ改善

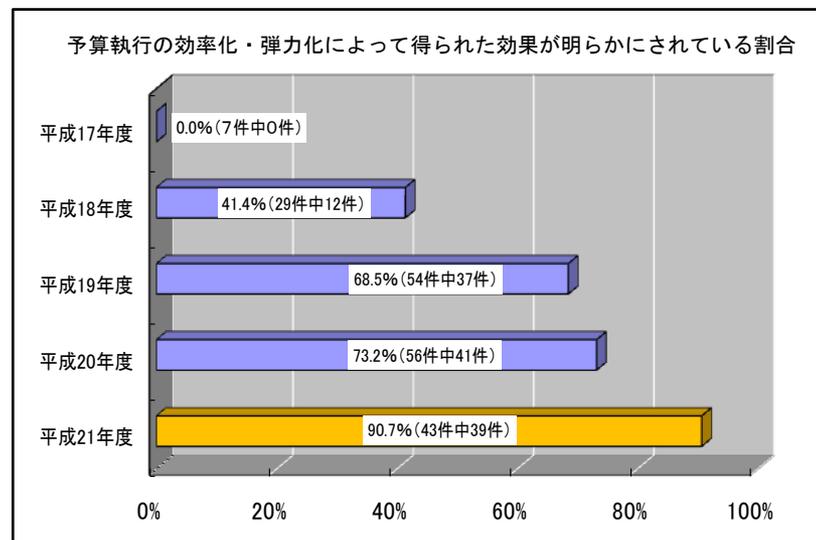
成果重視事業は、政策目標を効率的に達成するため、予算執行の効率化・弾力化措置が設定されている。

事後評価においては、予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果を評価書において明らかにすることが必要。

○明らかにされていないもの（例）

・法令遵守意識の向上（公正取引委員会）

予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果が評価書において明らかにされていない。



⑥ 目標達成が芳しくない場合の原因分析及びその結果策定した方策が明らかにされているかどうか

明らかにされている割合は20年度の91.7%から21年度は80.0%へ低下

成果重視事業に係る政策評価をより実効性あるものとするため、目標の達成状況が芳しくない場合は、原因分析を行い、今後の改善方策を明らかにすることが必要。

○明らかにされていないもの（例）

・経済財政政策関係業務システムの最適化（内閣府）

「業務システムの最適化計画に定めたスケジュール通りの作業の実施」を目標としているが、作業の遅れが生じているにもかかわらず、原因分析も今後の改善方策も評価書において明らかにされていない。

2 成果重視事業に係る政策評価が他の政策に係る政策評価から明確に区分されていないもの

(内閣府：「経済財政政策関係業務システムの最適化」)

今後の課題

成果重視事業に係る政策評価を明確に区分して行う必要がある。

政策評価の内容が明確となるよう、成果重視事業に係る政策評価を他の政策に係る政策評価から明確に区分させる必要がある。

現状

「経済社会総合研究の推進」に係る政策評価から明確に区分されていない。

3 事業終了後における事後評価が実施されていないもの

(総務省：「電気通信行政情報システムの最適化事業」)

今後の課題

平成21年度に政策評価を行わない理由を明らかにする必要がある。

事業終了後における事後評価を確実に実施する必要がある。

事業終了後に目標の達成状況等について政策評価を行い、国民への説明責任を果たすことが重要。

現状

21年度は最適化後のシステム運用の初年度であり、最適化の効果が把握できないため評価を行っていないが、その理由や今後の実施予定が公表されていない。

※平成22年度に事後評価を実施予定。



成果重視事業に係る政策評価の取組状況

I 平成20年度予算における成果重視事業46件に係る政策評価の取組状況

① 政策評価を実施しているもの（12府省39件）

内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省

② 当省の審査時点において政策評価を行っていないものの、平成21年度中に政策評価を実施する予定であるもの（2府省2件）

総務省及び防衛省

③ 当省の審査時点において政策評価を行っていないものの、平成22年度以降に政策評価を実施する予定であるもの（3府省5件）

総務省、財務省及び防衛省

II その他

平成19年度予算における成果重視事業のうち、事業終了後の効果の発現状況を踏まえて事後評価を行っているもの等（4府省4件）

金融庁、農林水産省、国土交通省、防衛省

〔本件連絡先〕

総務省行政評価局 客観性担保評価担当室

政策評価官	まつ ばやし ひろ き	博 己 (内線：29132)
調査官	あら き けん じ	荒 木 健 司 (内線：22550)
上席評価監視調査官	さい とう とし ひこ	齋 藤 敏 彦 (内線：22548)
上席評価監視調査官	おか だ ひろむ	岡 田 弘 (内線：22554)

電 話 (直通) 03-5253-5403、5462

(代表) 03-5253-5111

F A X 03-5253-5464

インターネットによる問い合わせ

<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>